

申 入 書

1984年9月11日

日本民間放送連盟

会 長 中 川 順 殿
(テレビ東京 社長)

〒101 東京都千代田区神田神保町1-53
中山ビル3F 9号 電03-293-6279
アルコール問題全国市民協会 (N C A A)
理事長 今 成 知 美



〒153 東京都目黒区中目黒3-13-29
日本消費者連盟 電03-711-7766
代表委員 竹 内 直 一



〒160 東京都新宿区百人町2-23-5 電03-361-0934
日本基督教婦人矯風会
会頭 篠 原 喜 美



○

○

未成年者にアピールする酒類のテレビCMの中止について

別添のとおりサントリー株式会社のタコ、ペンギン等のキャラクターを使っ
宣伝販売行為を違法とみなして、東京地方検察庁に告発するとともに、国税庁
公正取引委員会、ならびにサントリー株式会社にたいしてその中止を申し入れま
した。

上記のテレビCMは小、中、高生の間で非常に人気が高く、明らかに未成年
者の飲酒を誘引しております。

その放映を許すことは、日本民間放送連盟放送基準13章(85) (86)

14章(89)及び3章(21)に違反するものとみなさざるをえません。
また近ごろ酒造会社が競って若者向けのテレビCMを放映していますが、これ
らが未成年者におよぼす影響も多大で見逃すわけにはまいりません。

よって下記の点について申し入れます。絶大な影響力をもつ大衆メディアと
して責任のある対処をお願い申し上げます。なお、どのような措置をとられるか
来たる9月21日までに書面にてご回答ください。

記

1. 未成年者にアピールするキャラクターを使ったサントリーCMの放映中止。
2. その他の未成年者にアピールする酒類CMの自粛規制。

※違反基準

日本民間放送連盟放送基準

13章 広告の責任

(85) 広告は、関係法令などに反するものであってはならない。

(86) 広告は、健全な社会生活やよい習慣を害するものであってはならない。

14章 広告の取りあつかい

(89) 広告は、児童の射幸心や購買欲の過度にそそらないようにする。

3章 児童および青少年への配慮

(21) 未成年者の喫煙・飲酒を肯定するような取りあつかいは、しない。

以

上

申 し 入 れ 書

1984年9月11日

厚生大臣 渡 辺 恒 三 殿

〒101 東京都千代田区神田神保町1-53
中山ビル3F 9号 電話03-293-6279
アルコール問題全国市民協会 (N C A A)
理事長 今 成 知 美



〒153 東京都目黒区中目黒3-13-29
日本消費者連盟 電話03-711-7766
代表委員 竹 内 直 一



〒160 東京都新宿区百人町2-23-5 電話03-361-0934
日本基督教婦人矯風会
会頭 篠 原 喜 美



○

○

未成年者にたいする酒類の販売促進行為の禁止について

別添のとおりサントリー株式会社のタコ、ペンギン等のキャラクターを使った宣伝・販売行為について、東京地方検察庁に告発するとともに国税庁、公正取引委員会ならびにサントリー株式会社にたいしてその中止を申し入れました。

これらのサントリー社の販売促進行為によって、すでに子どもたちの間に、これらキャラクターに対して異常なブームが巻きおこり、「あのキャラクターのものならなんでも欲しい」という過熱ぶりを見せています。

いうまでもなく、未成年者の飲酒は違法行為であるばかりでなく、その身心

の健全な発達に重大な弊害をもたらします。

日本国民の健康保持をあずかる貴省として、これらの青少年を明らかに飲酒に誘引する宣伝販売行為に対して厳重なる禁止措置を取られるように、ここに申し入れます。

どのような措置を取られるのか、来たる9月21日までに書面にてご回答ください。

以 上

申 入 書

サントリー株式会社
代表取締役 佐 治 敬 三 殿

1984年9月11日

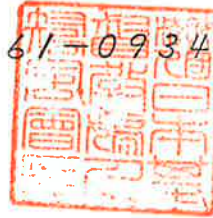
〒101 東京都千代田区神田神保町1-53
中山ビル3F 9号 ☎03-293-6279
アルコール問題全国市民協会 (N C A A)
理事長 今 成 知 美



〒153 東京都目黒区中目黒3-13-29
日本消費者連盟 ☎03-711-7766
代表委員 竹 内 直 一



〒160 東京都新宿区百人町2-23-5 ☎03-361-0934
日本基督教婦人矯風会
会頭 篠 原 喜 美



なさざるをえません。

よって、下記の点について申し入れます。どのような措置を講じられるおつもりか、来たる9月21日までに書面にてご回答ください。

記

1. 未成年者にアピールする酒類の製造・宣伝・販売の即時中止。
2. 標記のキャラクター景品および商品の店頭よりの回収。
3. 全国紙に謝罪広告および回収措置を行うむね掲載する。

以 上

○ ○
タコやペンギン等による酒類の宣伝・販売行為の中止について

別添のとおり、国税庁長官にたいして貴社の宣伝販売行為の規制ならびに禁止を申し入れました。

現在、小、中、高校生の飲酒等々由々しき社会問題になっております。貴社のタコやペンギン等の子どもが魅きつけられ喜ぶようなキャラクターによる容器、図柄、さらには、テレビCM等の宣伝行為、同キャラクター景品や商品の配布（あるいは販売）は明らかに、未成年者を対象にした宣伝、販売戦略とみ

申 入 書

1984年9月11日

国 税 庁 長 官 水 野 繁 殿

〒101 東京都千代田区神田神保町1-53
中山ビル3F 9号 電話03-293-6279
アルコール問題全国市民協会 (NCAA)
理事長 今 成 知 美



〒153 東京都目黒区中目黒3-13-29
日本消費者連盟 電話03-711-7766
代表委員 竹 内 直 一



〒160 東京都新宿区百人町2-23-5 電話03-3611-0934
日本基督教婦人矯風会
会頭 篠 原 喜 美



サントリーの未成年者へのキャラクター商品による販売促進行為について

サントリーはこの夏タコの図柄をあしらった「タコハイ」やペンギンのデザインのキャンビール、生ダル等の商品を大々的に宣伝販売しております。

また、同社はその販売戦略の一環として、これらタコやペンギンの図柄やデザインの景品やキャラクター商品を製作し、小、中、高校生の未成年者にも盛んに配付あるいは販売しているのです。

たとえば、この6月に同社が行なった「樹氷」のプレゼント・キャンペーン「タコちゃんグッズ」には筆箱、ボールペンなどの文房具やシール、バッジ、カードなど明らかに小、中学生をターゲットにしたとしか思えない景品が使われておりました。

酒類の販売促進のための景品に学用品をつけるとは言語道断といわねばなりません。これら未成年者向けの酒類の販売促進行為について「アルコール問題全国市民協会」(NCAA)がさる7月6日に同社に抗議を行なったところ「景品は商品を試すきっかけとしてもらうこと」が目的であることをはっきり認めています。

さらに同社は、酒類販売促進のために別会社(株)サントリーショッピングクラブを設立。「タコハイ」のタコ、「キャンビール」のペンギン等々のぬいぐるみやTシャツ、コップ、弁当、水筒、ノート等々のキャラクター商品を今夏大々的に発売いたしました。

これら子どもや青少年向けのデザインの酒類新製品の乱発にたいしてすでに国税庁は「清涼飲料水」と誤認させないようにという通達を出していますが、これではあまりにも不十分です。

私たちは子ども向けデザインの酒類の販売さらにはそのキャラクターの景品あるいは商品の配付(あるいは販売)は「未成年者飲酒禁止法」(第一条三項)違反行為と断定いたします。

すなわち小、中、高校生等の未成年者にたいして①タコやペンギンなどの図柄で関心をひき ②その広告宣伝を行ない ③同様のキャラクター商品(筆箱など)の配布等によって購入・飲酒を誘引しているからです。

さらに、「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」の附帯決議(下記)にも違反しております。

「1. 未成年者の飲酒は、心身の健全なる発達を阻害し、非行の原因になる等その弊害は誠に憂うべきものがあるので、これが取締りについては厳正を期すること。(36・4・6参議院)

「1. 未成年者の禁酒については、とくに青少年輔導の一環のしてその啓もうに努めるとともに、その取締りの厳正を期すること。右決議する。」(36・5・19参議院)

昨今、中高年生等に飲酒が激増し、中には中学生が教室で酒盛りをしたなどといった由々しきニュースも伝えられています。これら少年非行増加の背景には、同社の「未成年者飲酒禁止法違反」の販売戦略が横たわっていると考えます。

よって貴省にたいして以下の速やかな措置を要求いたします。どのような措

置を講じられるのか、来たる9月27日までに書面にてご回答ください。

記

1. 小、中、高校生等の未成年者にアピールするキャラクターの図柄や容器デザイン等の酒類の販売の規制。
2. 同様の酒類のラジオやテレビその他の媒体におけるCMの禁止。
3. 同様のキャラクター景品の配布による酒類の販売促進行為の禁止。
4. 同様のキャラクター商品の販売による、酒類の間接的販売促進行為の禁止。

以

上

申 入 書

1984年9月11日

公正取引委員会

委員長 高橋 元 殿

〒101 東京都千代田区神田神保町1-53
中山ビル3F 9号 ☎03-293-6279
アルコール問題全国市民協会 (NCAA)
理事長 今成知美



〒153 東京都目黒区中目黒3-13-29
日本消費者連盟 ☎03-711-7766
代表委員 竹内直



〒160 東京都新宿区百人町2-23-5 ☎03-361-0934
日本基督教婦人矯風会
会頭 篠原喜美



○

○

サントリーの未成年者を不当に誘引する景表法違反行為について

独占禁止法第45条に基づき報告いたします。

別添のとおり、私共はサントリー株式会社の「キャラクター商法」にたいして国税庁に禁止等の申し入れ、ならびに東京地方検察庁に「未成年者飲酒禁止法」違反容疑で告発いたしました。その理由は、同社のタコやペンギンのキャラクターが明らかに子どもを誘引する目的で作られているからです。

同社の商品にとどまらず、昨今の酒類は、清涼飲料水と極めてまぎらわしい容器や、いかにも子どもが喜びそうな動物（キャラクター）の漫画を印刷したものが氾濫しております。

さらには、これらキャラクターの学用品、日用品などを景品として配布する等の販売促進行為もみられますが、これは、明らかに「未成年者飲酒禁止法」に違反する行為です。

つきましては、貴委員会に以下の速やかな措置をお願いいたします。

記

1. 未成年者を誘引するおそれのあるキャラクター（タコ、ペンギン等々）を酒類の景品として使用することを禁止する。

理由：「不当景品類及び不当表示防止法」違反の「不当に顧客（未成年者）を誘引する」不当景品である。

2. 同様のキャラクターを容器およびテレビ、新聞等のCMへの使用を禁止する。

理由：1.と同様。「景表法」違反の不当表示である。

3. 清涼飲料水あるいは、その他の普通飲料と誤認させる容器デザインの禁止。

理由：1.、2と同様。「不当に顧客（未成年者）を誘引する不当表示」

4. 「酒類に関する公正競争規約」に1～3の条項を速やかに付加すること。
理由：景表法違反であると同時に、酒業界の内部規約——に違反している。

以

上

告 発 状

東京地方検察庁 検 事 正 大 堀 誠 一 殿

告発者 (甲)

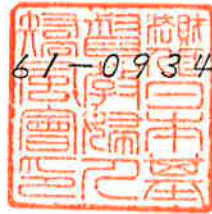
〒101 東京都千代田区神田神保町1-53
中山ビル3F 9号 電話03-293-6279
アルコール問題全国市民協会 (NCAA)
理事長 今 成 知 美



〒153 東京都目黒区中目黒3-13-29
日本消費者連盟 電話03-711-7766
代表委員 竹 内 直 一



〒160 東京都新宿区百人町2-23-5 電話03-367-0934
日本基督教婦人矯風会
会頭 篠 原 喜 美



被告発者 (乙) 〒530 大阪市北区堂島浜2-1-40
電話06-346-1131
サントリー株式会社
代表取締役 佐 治 敬 三

1. 告発事実

乙は、日本最大の洋酒酒造会社であるが、1984年6月より「タコちゃんバッチが当たった人は、タコちゃんみたいに性格がいいのですね」等と書いたポスターを全国の酒販店の店頭さらには駅の構内、列車内に掲示し、また同様のテレビCM、新聞広告を盛んに行なったものである。

これは、乙製造販売の商品「樹氷」の販売促進のキャンペーンの一環でありその内容は、「樹氷」を買った人にクジを引かせ、その場でいかにも子どもが喜びそうなタコのキャラクターを印刷した筆箱、ボールペン、バッチ、シール等々の景品を手渡すというもの。

「酒」の景品に幼児あるいは小、中学生向けの学用品を付けるなど言語道断といわねばならない。

さらにまた、乙販売の商品「タコハイ」には、子どもが魅かれる可愛いタコの画が印刷されており、「カンビール」には、同様に愛らしいペンギンが大きく印刷されている。

これらの容器は明らかに、幼児さらには小、中、高校生等の未成年者を誘引するものである。

また、乙はこれらタコやペンギンのキャラクター商品を同社商品の販売促進に寄与させるために(株)サントリー・ショッピングクラブを設立。タコやペンギンを印刷したTシャツ、コップ、水筒、べんとう箱、ノート、人形——等々を大々的に全国の未成年者向けに販売し続けている。看過できないのはこれらタコやペンギンのキャラクターがその絵の中に、製品の「タコハイ」や「カンビール」を手を持っている図柄が見られることである。

この乙による非常識な販売戦略の結果、小、中、高校生の間でこれらキャラクター商品の人気が過熱、「とにかく、あのマークがついたものならなんでも欲しい」という異常なブームをまき起こしている。

さらに、このブームに便乗した人形やおもちゃメーカーもこれらキャラクター商品の製造、販売に血道をあげ、酒類の販売促進キャラクターが子どものアイドルとなる一種異様な社会現象を全国的にまきおこしている。

甲らは、市民の健全公正な社会生活を希って各々活動している民間の市民団体であるが、子どもたちを酒類販売促進のための巧妙な罠に陥し入れる乙の社会的行為を見逃すわけにはいかない。すでに中学生が教室で酒盛りを開いたという信じ難い新聞報道もなされている。さらに都内在住の中学校教諭の証言では「自校のゴミ捨て場には、タコハイの空カンが散乱している」という。また中、高校の教師の間では「高校生のコンパでの飲酒はあたりまえ、中学生でも隠れて飲む分にはどうしようもない」という声が聞かれる。このように未成年者の飲酒状況は、予想外に由々しき事態にいたっている。

甲らは、これら子ども受けするキャラクターを酒類の容器、広告宣伝、景品等に使用することは、下記の法規に反する違法行為であるので、刑事訴訟法第

239条に基づき告発する。

2. 違反法規

1) 未成年者飲酒禁止法 第1条3項 (営業者の義務違反行為)

明らかに酒類の販売促進のためのキャラクターを容器、景品、CMに使用し、さらには、これらキャラクター商品の市販によって、未成年者を不法に酒類に誘引し、飲酒を誘発する。この乙の一連の行為は、**未必の故意**による「未成年者飲酒禁止法」違反行為である。

※なお、下記の法規あるいは、附帯決議等にも抵触すると思われる。

(参考)

2) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律：第1条 (「飲酒が、個人的および社会的におよぼす害悪を防止する」目的違反) 第2条 (「すべての国民は、飲酒に関する悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない」節度ある飲酒違反)

3) 同法附帯決議

「1. 未成年者の飲酒は、心身の健全なる発達を阻害し、非行の原因になるなどその弊害は誠に憂うべきものがあるので、これが取締りには厳正を期すること。」(36・4・6 参議院)

「1. 未成年者の禁酒については、とくに青少年補導の一環としてその啓もうに努めるとともに、その取締りの厳正を期すること。右決議する」(36・5・19 参議院)

4. 罰条

1) 未成年者飲酒禁止法 (第1条3項) : 科料

5. 証拠資料

- 1) 「樹氷」景品、タコグッズプレゼント
- 2) 同、ふで箱
- 3) 同、ボールペン
- 4) 同、バッヂ
- 5) 同、シール
- 6) 同、ランチシート
- 7) 同、メンバーズカード
- 8) 同、灰ざら
- 9) 一略一
- 10) キャラクター商品群
- 11) 筆箱
- 12) 吸盤つきマスコット
- 13) ルーズリーフ・ノート
- 14) ビニール製人形
- 15) 水筒
- 16) 取手つきコップ
- 17) ハンカチ
- 18) タコつぼ・タコハイボーイ・キーホルダー
- 19) カンビール・タコハイ・カン生・ビア生
- 20) ポスター (「樹氷」キャンペーン用)